

決 定 書

異議申出人

(住所) 逗子市逗子 7-3-5

(氏名) 平野 和之

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和 8 年 3 月 31 日付けで提起された同年 3 月 22 日執行の逗子市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、逗子市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

本件異議申出の趣旨及び理由

本件異議申出の趣旨

申出人は、本件選挙における当選人服部誠（以下「当選人」という。）は、被選挙人の要件たる「居住実態（生活の本拠）」の充足性に重大な疑義があるため、当選を無効とする決定を求めるものである。

本件異議申出の理由

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号。以下「法」という。）では、市町村の議会の議員の被選挙権は、引き続き 3 箇月以上その市町村の区域内に住所を有することが必要とされている。しかしながら、当選人は候補者届出書に記載した住所（逗子市沼間）に住民登録を有しているが、生活の本拠は隣接する横浜市にある可能性が極めて高く、被選挙権の要件たる「居住実態（生活の本拠）」に重大な疑義があるため、本件選挙の被選挙権を有しておらず当選の効力を取り消すべきである。

決定の理由

法第 206 条第 1 項の規定による当選の効力に関する本件異議申出は、本件選挙の執行日である令和 8 年 3 月 22 日の日から 14 日以内である同年 3 月 31 日に、当選人の被選挙権たる本件選挙の期日までの間、引き続き 3 箇月以上逗子市に住所を有していたかどうかの調査を行い、その結果により当選の効力を取り消すことを求め提出されたものであり、当委員会はこれを受理し審理を行った。

審理にあたっては関係法令に従い、申出人が提出した証拠物、口頭意見陳述、当選人への質問、当選人から提出された証拠物及び関係者の証言等に基づき慎重に行った。

1. 住所認定の解釈

当委員会は、当選人が本件選挙の被選挙権の要件、すなわち、法第 10 条第 1 項第 5 号に規定する被選挙権の要件である法第 9 条第 2 項に規定する「引き続き 3 箇月以上市町村の区域内に住所を有する者」に該当していたか否かを論点として調査することとした。

「引き続き 3 箇月以上」の期間計算については、本件選挙の期日（令和 8 年 3 月 22 日）を基準として算定される。すなわち、令和 7 年 12 月 22 日から令和 8 年 3 月 22 日まで（以下「本件期間」という。）の間、引き続き逗子市内に住所を有することが必要となる。（計算期間については民法（明治 29 年法律第 89 号）による。）

「住所」とは、民法第 22 条に規定する「生活の本拠」とされ、これまでに次のような判例が示されている。

「選挙権の要件としての住所は、その人の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をもってその者の住所と解す」（昭和 35 年 3 月 22 日最高裁判決）

「一定の場所が住所に当たるか否かは、客観的な生活の本拠たる実体を具備しているか否かによって決す」（平成 9 年 8 月 25 日最高裁判決）

「生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般生活、全生活の中心をいうから、滞在場所が昼夜で異なることが多い場合には、夜間寝泊りをしている場所を中心として検討するのが相当である。」（令和 3 年 12 月 23 日東京高裁判決）

「引き続き 3 箇月以上の「住所」を選挙権の要件としたのは、選挙権者とその権利を行使する土地との地縁関係が要請されるためであるから、そのいわゆる「住所」は、右の要請に適応する通常の市民生活すなわち事実上居住する場所を指すものであって、その者の所有財産の所在地、その家族の居住地、またはその者の特殊な生活の営まれる土地などによって左右されるものではないと解すべき」（昭和 29 年 4 月 26 日宇都宮地裁判決）

以上のことから、「客観的な生活の本拠たる実体」「夜間寝泊りをしている場所を中心に検討」「所有財産の所在地や家族の居住地または特殊な生活をする土地などに左右されない」こ

とを踏まえ審理を進めるものとする。

「客観的な生活の本拠たる実体」を具備しているか否かの判断については、第一に「夜間寝泊りをしている場所」すなわち、「所有財産の所在地や家族の居住地」などに左右されず、特別な事情がない限り、「現に起臥しているところ」に住所があると考えられる。しかし、現に起臥しているか否かを客観的に証明することが困難であるため、水道・電気・ガスの使用状況や当選人の陳述及び提出資料並びに関係者からの証言をもとに、本件期間における現に起臥しているところについて判断することとした。

2. 当委員会が認定した事実等

当委員会が職権で収集した証拠書類等及び当選人から提出された証拠書類からは、次の事実が認められる。

(1) 逗子市に対して行われた住民異動届出

当選人は、令和3年6月1日を転入日として、神奈川県横浜市金沢区洲崎町（以下「前住所地」という。）から神奈川県逗子市沼間5丁目16番29号（以下「現住所地」という。）へ転入した旨の転入届を令和3年6月7日に提出している。

(2) 家族の住民票の状況

当選人の妻は平成17年に転居により、また、娘は平成18年に出生により前住所地に住所を定めたことを、令和8年7月4日に作成された住民票記載事項証明書の写しにて確認できた。また、当選人の息子については、令和5年より県外に転出していることが令和8年7月3日に作成された住民票の写しにて確認ができた。

(3) 任意の居住実態調査

当委員会は、令和8年7月2日に事務局職員が当選人に対し、現住所地及び前住所地の住宅における居住実態調査を任意で依頼し、同月9日に実施した。

現住所地は2階建て戸建て住宅であり、所有者は当選人の父親。リビング、ダイニングキッチン、当選人の部屋及び父親の部屋等があり、主要な家電としては、テレビ（2台）、エアコン（3台）、冷蔵庫（2台）、電子レンジ、炊飯器、ホットカーペット、ガスヒーター等が確認できた。全体的に家電は旧式のものであり、父親の部屋に設置されているエアコンは1986年に販売されたものであった。

前住所地はマンションであり、所有者は当選人。リビング、キッチン、妻の部屋、娘の部屋及び以前息子が使用していた部屋（現在は物置状態）等があり、テレビ、エアコン（3台）、冷蔵庫、電子レンジ、炊飯器、ホットカーペット等が確認できた。リビングに設置されていたエアコンは2005年製のものであった。

(4) 現住所地及び前住所地における水道・電気・ガスの使用状況

当選人から水道・電気・ガスの使用に係る領収書等の資料が提出された。その内容は以

下のとおりである。なお、提出された領収書の名義は、現住所地においては全て当選人の父、前住所地においては全て当選人の妻となっていた。

ア 水道使用量

使用期間	水道使用量
令和7年11月26日から令和8年1月27日まで	74 m ³ (2か月分)
令和8年1月27日から令和8年3月25日まで	66 m ³ (2か月分)
1か月あたり = (74+66) ÷ 4月 = 35 m ³	35 m ³ (1か月平均)

※本件期間外ではあるが、参考として提出のあった令和7年7月25日から令和7年9月25日までの使用量は83 m³ (1か月あたり41.5 m³)であった。

(前住所地における状況)

使用期間	水道使用量
令和7年12月2日から令和8年2月2日まで	33 m ³ (2か月分)
令和8年2月2日から令和8年4月2日まで	26 m ³ (2か月分)
1か月あたり = (33+26) ÷ 4月 = 14.75 m ³	14.8 m ³ (1か月平均)

イ 電気使用量

期 別	使用期間	電気使用量 (前年同期)
令和7年12月	令和7年12月1日から 令和7年12月31日まで	864 kWh (660 kWh)
令和8年1月	令和8年1月1日から 令和8年1月31日まで	910 kWh (894 kWh)
令和8年2月	令和8年2月1日から 令和8年2月28日まで	641 kWh (766 kWh)
令和8年3月	令和8年3月1日から 令和8年3月31日まで	655 kWh (758 kWh)

(前住所地における状況)

期 別	使用期間	電気使用量
令和7年12月	令和7年12月1日から 令和7年12月31日まで	496kWh
令和8年1月	令和8年1月1日から 令和8年1月31日まで	506kWh
令和8年2月	令和8年2月1日から 令和8年2月28日まで	503kWh

令和 8 年 3 月	令和 8 年 3 月 1 日から 令和 8 年 3 月 31 日まで	387kWh
------------	---------------------------------------	--------

ウ ガス使用量

期 別	使用期間	ガス使用量
令和 7 年 12 月	令和 7 年 11 月 26 日から 令和 7 年 12 月 23 日まで	110 m ³
令和 8 年 1 月	令和 7 年 12 月 24 日から 令和 8 年 1 月 27 日まで	175 m ³
令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月 28 日から 令和 8 年 2 月 24 日まで	194 m ³
令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月 25 日から 令和 8 年 3 月 26 日まで	164 m ³

また、提出のあった証拠書類においては具体的な数値の確認は困難であるものの、前年との比較グラフが併記されており、上記に記載されている全期間について、当該年よりも前年のガスの使用量が多いことが確認された。

(前住所地における状況)

期 別	使用期間	ガス使用量
令和 7 年 12 月 令和 8 年 1 月	令和 7 年 12 月 19 日から 令和 8 年 1 月 22 日まで	47 m ³
令和 8 年 2 月	令和 8 年 1 月 23 日から 令和 8 年 2 月 19 日まで	28 m ³
令和 8 年 3 月	令和 8 年 2 月 20 日から 令和 8 年 3 月 23 日まで	35 m ³

(5) 自動車運転免許証の住所

当選人から提出のあった自動車運転免許証（写し）は令和 7 年 10 月 30 日に交付されたものであり、住所は「逗子市沼間 5-16-29」となっている。

(6) 郵便物の状況

当選人から提出のあった郵送物については、生命保険会社からの葉書、カーシェアリングサービスの利用に際し発行された会員カードの送付書類の他、市内に所在する医療法人社団及び社会福祉法人、大阪府に本部を置く団体並びに逗子市内在住の個人から、それぞれ当選人の現住所宛てに送付されたことが確認された。

(7) 日用品等の購入状況

当選人から、令和7年5月から令和8年4月にかけて市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア及びドラッグストア等において購入した領収書計210枚（うち本件期間中のものは62枚）の提出があった。提出された領収書はいずれも市内での購入によるものであることが確認された。支払方法については、一部は現金によるものであったが、大部分はクレジットカードによる決済であり、領収書に記載されたクレジットカード番号と、抜き打ちにより確認した当選人所持のクレジットカード番号が一致していることが確認された。

(8) その他

当選人から、令和7年9月から令和8年4月にかけて、現住所地を起点または終点とした移動履歴が確認できる書類について、24日分（うち本件期間中のものは13日分）の提出があった。当該書類により、深夜に現住所地へ到着している履歴及び夜間に現住所地周辺においてランニングを行っている状況が複数確認された。

3. 当選人の陳述及び提出書類による当選人の主張の要旨

当選人の陳述及び提出書類によれば、当選人の生活状況は以下のとおりである。

(1) 逗子市に転入する前の状況について

当選人は、平成17年に横浜市金沢区洲崎町（前住所地）にマンションを購入。以後同場所に居住し、社会福祉法人逗子市社会福祉協議会で勤務し続けた。

(2) 逗子市に転入するに至った経緯

当選人は、平成29年より現住所地に通い母親の介護をしていたが、母親の病気が進行し癌が全身に転移する等寝たきり状態となり、夜間も介護が必要となった。母親が最後まで自宅での介護を希望したため、転居を決意した。令和3年6月1日、逗子市沼間5-16-29に転入し、当選人と両親の3人で住み始め、母親の介護と家事、仕事といった生活をスタートした。

(3) 逗子市で市議会議員になることを目指した理由

当選人は、23歳で逗子市社会福祉協議会に入職し、ソーシャルワーカーとして従事する中で、子どもの頃から過ごして愛着のある逗子市を「日本一の福祉のまちにする」という目標を抱くようになった。しかしながら、実務を通じて様々な課題に直面するうちに、現場の立場のみでは「福祉のまちづくり」の実現に限界があると感じるようになった。そのような状況において、逗子市議会基本条例に定められた議員活動の原則である「市民の多様な意見を的確に把握することに努め、市民全体としての福祉の向上を目指すこと」という理念に共感し、目標の実現には政策立案・制度形成の場に直接関与することが不可欠であると判断した。以上の経緯から、家族からの理解を得た上で逗子市に生活の拠点を維持し、市議

会議員への立候補を志すに至った。

(4) 市議会議員当選後の生活

当選人は、令和4年3月27日執行の逗子市議会議員選挙で当選。以後も母親の介護は続いたが、令和5年2月に母親が死去。当選人と父親の2人住まいとなった。前住所地には、状況確認等のため週1～2回程度訪問をしているが、宿泊は月4回程度。当選人には息子もいるが、大学進学のため県外に暮らしている。妻は運転免許を持っておらず、現住所地は駅から遠いということもあるため、ほとんど訪れることはない。また、当選人には弟がいるが、県外に住んでいるため、現住所地を訪れる頻度としては年に1回程度である。

(5) 妻子と離れた状態で逗子市に住み続ける理由

当選人は議員就任以前より、逗子市内において防災・子ども支援・高齢者支援・地域コミュニティ活動等、多岐にわたる市民活動に継続して取り組んできた。現在はこれらの活動がさらに拡充しており、早朝から深夜に至るまで時間を問わず対応にあたっている。近所の方の相談対応としては、早朝に近所の一人暮らしの方が家を訪れスマートフォンの使い方を聞かれたことや、2件隣に住む心臓に病を抱えている方から突然夜10時に体調不良を訴える電話があり、救急車を呼んだこともあった。さらに、昨年夜分に近所の方から「我が家に蜂が巣を作り始めている」という電話が掛かってきて対応したこと等があった。

また、議員としての市民相談も多数寄せられており、緊急を要する案件については早朝・深夜を含め随時対応している。さらに、防災士の資格を有することから、災害発生時には時間帯を問わず迅速に対応できる体制を常に整えており、台風・豪雨等の際には深夜・早朝においても即時行動できるよう備えている。

以上のような職務の性質を踏まえ、いかなる状況においても迅速に対応できる環境を確保することが議員としてだけでなく、地域に貢献する者として不可欠であると判断し、父親の生活のサポートをしながら、理解を得た上で妻子と離れ、逗子市に住み続けている。

(6) グリーンヒルでの活動について

ア お互いさまグリーンヒル

お互いさまサポーターとして、社会福祉協議会にボランティアの登録をしている。活動内容としては、月1回の定例会に加え、毎月第3金曜日にグリーンヒル内の自治会館にて行われる「ふれあいサロン ティールーム グリーンヒル」に参加している。同サロンでは、約15分間の体操指導等を実施している。また、地域内に居住する一人暮らし高齢者等を対象とした見守り・生活支援活動にも継続して取り組んでいる。

イ グリーンヒル防災委員会

防災士の資格を有していることから、防災委員会の委員として活動に従事している。平時においては、不定期に開催される防災委員会に出席するとともに、「グリーンヒル安全安心LINE」(グループLINE)の運用・管理を担っている。また、自治会防災部への支援とし

て、防災訓練等の実施に際してサポートを行っている。台風等の災害発生時には、自治会防災部と連携し、グリーンヒル自治会館における自主避難場所の開設・運営支援及び閉所作業等を担当している。

ウ グリーンヒル美化推進の会

自治会内における清掃・草木伐採・環境整備等を担う美化推進の会に所属し、月 1 回の定期整備活動への参加及び運営支援を行っている。

エ グリーンヒル自治会クリーンデー

毎月第 3 日曜日に実施される一斉清掃「クリーンデー」に参加・協力している。当日は清掃開始時刻である午前 8 時に先立ち、午前 7 時 30 分より父親とともに自治会倉庫から清掃用具等の資材搬出・準備作業を行い、清掃終了後には資材の収納・片付け作業を担っている。

オ 子どもたちの公園づくり活動「フラワーほりほり」

自治会環境衛生部が組織する子どもチーム「フラワーほりほり」において、自治会の公園アダプト活動として花壇整備活動等を行っており、その支援をしている。活動は雨天時を除く毎週月曜日の夕方にグリーンヒルフラワー公園で実施しており、継続的にサポートにあたっている。

(7) 水道・電気・ガスの使用量について

現住所地における水道・電気・ガスの使用量が多い要因は、主に父親の生活習慣によるものである。父親は山間部の出身であることもあり、歯磨きや洗顔等の際に水道水を全開にしたまま使用する習慣があり、止め忘れも頻繁に見られる。また、洗濯を 1 日 2 回行っている。さらに、父親は寒冷に対する耐性が低く、冬季はエアコン及びホットカーペットを常時使用しており、外出時においても電源を切らずにいる場合がある。加えて、リビング及びダイニングキッチンにそれぞれ 1 台ずつガスヒーターを設置しており、2 台同時稼働や不使用时においても電源が入ったままの状態となることがあるため、随時確認の上、電源を切る対応を行っている。

その他、毎日の浴室清掃における水道使用、冷蔵庫 2 台の稼働及び各家電・機器の老朽化等も使用量増加の要因として挙げられる。全体的に今後改善・対策を講じる必要があると認識しているものの、現状において水道・電気・ガスの使用量は一般家庭と比較して多い状況にある。

前住所地において電気使用量が多い要因としては、リビングのものと同様に他の部屋のエアコンも古いものであるが、冬季においてエアコン使用率が高いことやホットカーペットを常時使用していること等が考えられる。また、令和 7 年 12 月から令和 8 年 1 月にかけてガスの使用量が多い要因としては、給湯器に不具合が生じていたこと等が関係していると考えている。

4. その他

(1) 当選人の父親の証言について

妻（当選人の母親）が癌を患ったため、息子（当選人）は令和3年6月から現住所地に住み、介護をしながら仕事に行く生活をしていた。令和5年2月に妻が自宅で永眠し、それ以後は私と息子の2人で暮らし、毎日の昼食及び夕食の準備、買物、掃除を中心に生活のサポートをしてくれ助かっている。前住所地へは週1・2回行くが、その時も食事の準備は欠かさず行っている。私が活動しているグリーンヒル美化推進の会に定期的に参加し、地域清掃や整備をしている他、グリーンヒル自治会で毎月第3日曜日朝8時から行うクリーンデーでは、私と一緒に朝7時30分に自治会館で用具を出す手伝いをしてくれている。

「お互いさまグリーンヒル」でも普段から近所の見守りやサロン活動を行っていて近所の相談も多く受け、毎週月曜日夕方に家の裏にあるフラワー公園で子どもたちと一緒に公園づくりをしており、子どもたちも自宅に訪れたりしている。息子は間違いなく、逗子の家に住み地域での活動に参加している、と証言している。

(2) 当選人の妻の証言について

平成17年に横浜市金沢区洲崎町のマンションの1部屋を購入し、以後令和3年6月に夫（当選人）が義母の闘病による介護支援のために逗子の家で生活を始めるまで、一緒に居住をしていた。当時、長男及び長女も中学生以上で私もフルタイムで働いており、それぞれ自立した生活が送れると考え、居住地を別にした生活を開始した。金沢区のマンションには、週1・2回程度、月4～6回程度来ている。それ以外は、逗子で寝泊まりしているのが現状。夫の主な居住地は逗子であることは間違いない、と証言している。

(3) 現住所地における近隣住民の証言について

現住所地の近隣住民（3件計4名）に対して、令和8年7月10日に本件期間中の居住実態について聞き取りを行ったところ、毎日のように見かける、よく話す、頼りにしている、掃除をしている姿をよく見かける、定期的に子どもたちの集まりに参加している、という証言が得られた。

5. 当委員会の判断

以上を踏まえ、当選人が本件期間において、引き続き現住所地において起臥していたかについて判断する。

(1) 水道・電気・ガスの使用量からの判断

一般に人が客観的に生活の本拠といえる場所で現に起臥するためには、そもそも当該場所で日常生活を営むに足る必要最低限の行為をすることができなければならない。必要最低限の行為とは、例えば睡眠、食事、入浴といったものがあげられる。

そのため、これらの行為をするには、当該場所において、水道、電気、ガスを使用する

ことが当然想定される。これらを使用することなくして、当該場所において現に起臥していたと認定するためには、これらを使用しなくても日常生活が営むことができたという特別な事情が存在する必要がある。

そこで、現住所地及び申出人が生活の本拠地であると主張する前住所地における水道、電気、ガスの使用量について検証し、その結果を踏まえて当委員会の判断を行った。

- ・水道の使用量について

東京都水道局の令和 2 年度生活用水実態調査によれば、2 人世帯における 1 か月あたりの平均水道使用量は 14.9 m³とされている。

提出のあった証拠書類をもとに現住所地における 1 か月あたりの平均使用量を算出したところ 35 m³であり、平均使用量を大幅に上回るものであった。これは、参考として提出のあった本件期間外（令和 7 年 7 月 25 日から令和 7 年 9 月 25 日まで）の水道使用量においても本件期間と同等以上の使用量（41.5 m³）が確認されたことや当選人の陳述を踏まえると、当選人の父親の生活習慣等に起因するものであると判断した。なお、前住所地における 1 か月あたりの水道使用量は 14.8 m³であり、2 人世帯の平均的な使用量として認められる。

- ・電気の使用量について

東京都環境局の平成 26 年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によれば、戸建て住宅における 60 歳以上の居住者がいる 2 人世帯の 1 か月あたりの平均電気使用量は 344kWh であり、集合住宅における 60 歳以上の居住者がいない 2 人世帯の 1 か月あたりの平均電気使用量は 249kWh とされている。

提出のあった証拠書類によると、現住所地における電気使用量は全期間にわたり平均値を大幅に上回っている。これについては、居住実態調査において販売から約 40 年が経過したエアコンをはじめ、全体的に旧式家電を使用していることその他、参考として記載のあった前年の使用量が本件期間の使用量と比較しておおむね同等であることや当選人の陳述を踏まえると、当選人の父親の生活習慣等に起因するものであると判断した。また、前住所地においても全体的に平均値を上回っているものの現住所地と比べると少なく、当選人の陳述を踏まえ、旧式家電を使用していることや居住する家族の生活習慣等に起因するものと判断した。

- ・ガスの使用量について

東京都環境局の平成 26 年度家庭のエネルギー消費動向実態調査によれば、戸建て住宅における 60 歳以上の居住者がいる 2 人世帯の 1 か月あたりの平均ガス使用量は 41 m³であり、集合住宅における 60 歳以上の居住者がいない 2 人世帯の 1 か月あたりの平均ガス使用量は 30 m³とされている。

提出のあった証拠書類によると、現住所地におけるガス使用量は全期間にわたり平均値を大幅に上回っている。これについては、参考として併記されていたグラフでも前年の使

用量と比較しても前年が上回っていることが併せて確認されており、さらに当選人の陳述を踏まえると、当選人の父親の生活習慣等に起因するものと判断した。また、前住所地においても平均値を上回る使用が一部認められるものの給湯器の不具合等によるもので、全体としてはおおむね平均値であると判断した。

水道電気ガスの使用量の全てを踏まえて

前住所地における各使用量は、一部平均値を上回るもの旧型家電の使用や機器の故障、家族の生活習慣等に起因するものであり、現住所地と比較しておおむね2人世帯の平均的な水準となっている。一方、現住所地における各使用量は、いずれも全期間にわたり平均値を大幅に上回っており、複数人が日常的に生活していることを客観的に示すものであった。ここで、現住所地に居住する父親以外の同居者の状況を確認すると、近隣の方の証言や提出された証拠等から、父親とともに現住所地において日常的に生活しているのは当選人であると判断するのが極めて自然である。

(2) 当選人の陳述の信ぴょう性

当選人は、令和3年6月1日付で現住所地に転入しており、転入の経緯については、母親の癌による闘病・介護の必要性に起因するものである。母親が最後まで自宅での介護を希望したことから転入を決意したものであった。このような転入の経緯は、当選人の父親及び妻の証言とも整合しており、一定の信ぴょう性があるものと認められる。

また、市議会議員当選後「日本一の福祉のまち」の実現に向けた議員活動の他、市内（特にグリーンヒル）において、防災・子ども支援・高齢者支援・地域コミュニティ活動等、多岐にわたる市民活動に継続して従事している。これらの活動は早朝から深夜に及ぶものも含まれており、現住所地に居住していなければ迅速な対応が困難なものも含まれている。グリーンヒルでの活動については当選人から活動の様子が分かるものとして写真が提出され、近隣住民3件4名から「(当選人を) 毎日のように見かける」「よく話す」「掃除をしている姿をよく見かける」「頼りにしている」等の証言が得られており、これらは当選人の現住所地における日常的な居住実態及び地域との深い結びつきを強く裏付けるものとして判断することができる。

さらに、当選人から提出された領収書計210枚はいずれも市内での購入によるものであり、購入時間帯は早朝から深夜にかけて多岐にわたっている。ほぼ毎日のように現住所地周辺において日用品等の購入が行われていたことがうかがえ、移動履歴書類においても現住所地を起点・終点とする記録が複数確認されており、深夜に現住所地へ到着している履歴及び夜間に現住所地周辺においてランニングを行っている状況も認められる。加えて、運転免許証の住所も現住所地となっており、郵便物についても現住所地宛てに民間企業、団体や個人から複数送付されていることが確認されている。

以上を総合的に勘案すると、当選人の陳述は提出された客観的証拠、居住実態調査の結果及び複数の関係者証言と高い整合性を有しており、その信ぴょう性は十分に認められると考察する。

(3) 申出人の主張の要旨を示したうえでの考察

ア 公文書登録の不整合

申出人が主張する「服部氏が所有するローン物件の不動産住所は直近謄本確認時においては依然として横浜市のままである」については、住民票を移転した際に変更すべき点ではあるが、不動産登記簿等の住所が変更されていないことをもって現住所地で生活していないとまでは言えない。

また、「自身が役員を務める NPO 法人について、解散登記時に住所を逗子に移転したとされるが、現在も清算終了に至っていない」「逗子市で指摘を受けてから法人登記の自宅住所を変更し、指摘のない不動産登記簿の住所変更を放置する姿勢は、定住意思の客観的裏付けとして疑わしい」という主張については、いずれも直接の居住実態について言及したものではなく、これをもって現住所地に居住していない証拠にはならない。

イ 家族基盤の所在

申出人が主張する「配偶者および子は横浜市に居住し、住民登録も同所にあると推察される」については、当選人の2人の子は既に大学生と成長していることもあり、配偶者及び子(娘)が前住所地に居住していることをもって、当選人の現住所地における居住実態を否定する根拠とはなり得ない。

また、「(市内の)実家への滞留は一時的な寄宿の域を出ない可能性があり、生活の本拠が横浜から移動したと断定するには疑問が残る」という主張について、「(2) 当選人の陳述の信ぴょう性」で記載した内容の他、居住実態調査の結果、前住所地においては、当選人が月4回程度宿泊する際に使用しているスペースは妻の部屋であり、その部屋で使用する布団とともに押し入れに収納されている衣服は1・2泊程度に相当する量にとどまっていた。一方、現住所地には当選人のベッドや仕事を行うためのスペース等があり、一般的に居住するに必要なものの他、当選人のものと分かるものが多数確認された。

総合的に判断すると、当選人の陳述、客観的証拠及び居住実態調査の結果から、当選人の生活の本拠が現住所地にあることが推認でき、申出人の主張は採用することができない。

ウ 行政調査の必要性

「横浜自宅との公共料金消費パターン、免許証、銀行ローン契約書等の公的文書による比較調査を求める」。この点について、まず、横浜自宅との公共料金消費パターンについては「5 当委員会の判断」で記載したとおり、免許証については「2 当委員会が認定した事実等」で記載したとおりである。また、銀行ローン契約書については、公的文書として扱うことは不適であると判断した。なお、「現職の服部市議の場合、引き続きの条件に過去4

年間違反していた可能性もあり、そちらの調査も同時に求める」については、本件選挙にかかる当選の効力に関係しないことから、調査の対象外と判断した。

エ その他（口頭意見陳述及び証拠書類から）

その他、申出人が異議申出書及びその他の資料（証第 6 号証として提出のあった状況写真を含む）において記載している事柄及び口頭意見陳述において述べた事柄については、限定的な日時における一時的な状況を捉えたものや当選人が現住所地で生活していないことを直接証明するものではないため、採用することができない。

（４）当委員会が認定した事実と前述の当選人の主張を踏まえた上での判断

本件期間中、現住所地に生活の本拠があったと判断することが相当であり、当選人は本件期間中、現住所地で実際に起臥していたと推認できる。

また、現住所地に生活の本拠があったという当選人の主張を覆すほどの証拠書類の提出や主張は確認できない。

これらのことから、当委員会は、本件期間について、当選人の住所は現住所地にあったと認定するのが相当であると判断する。

6 結論

したがって、本件選挙における当選人の当選を無効とする決定を求める申出人の主張には理由が認められず、法第 216 条第 1 項が準用する行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定に基づき、主文のとおり決定する。

令和 8 年 8 月 4 日

逗子市選挙管理委員会

委員長 菊 池 尚

教 示

この決定に不服がある者は、この決定書の交付を受けた日又は法第 215 条の規定による告示の日から 21 日以内に、文書で神奈川県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

。